

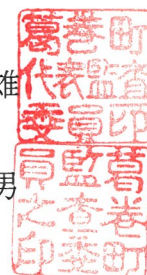
葛卷町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律67号）第199条第4項の規定による令和7年度定期監査について、同条第9項の規定により審査の結果を別紙のとおり公表する。

令和8年1月19日

葛卷町代表監査委員 馬 渕 文 雄

葛卷町監査委員 樋 口 一 男



別紙

1 監査の対象 総務課

2 監査の期日 令和7年12月25日（木）

### 3 監査の項目

令和7年度の業務全般に関する事務の執行が、適正かつ合理的、効率的に行われているか、次の項目について監査を実施した。

予算の執行状況（歳入・歳出予算整理表など）

事務事業の執行状況（備品購入、補助事業など）

事務の処理状況（出勤簿、年次休暇簿、出張命令簿など）

### 4 監査の方法

監査資料として、帳票、帳簿、書類などの事前提出を求め、予算及び事務事業の執行が計画的、効率的に行われているか、その手続きは適切か、会計処理は法令等に従っているかなどの審査を行い、内容聴取については管理職等から監査時点までの所管事務事業などの説明を受け質疑応答の方法で行った。

### 5 監査の結果

予算の執行状況

予算の執行状況は、おおむね適正と認められた。

事業の執行状況

主な事務事業の執行は、おおむね良好であると認められた。

なお、事務事業等の執行に当たっては、財政状況に鑑み更なる行政の合理化、能率化を積極的な推進に努められたい。

事務の処理状況

事務の処理状況はおおむね適正と認められたが、下記の事項について改善を要する事項が見受けられた。

- ① 出勤簿について、出退勤時刻が記録されていない不備が見受けられたので、「職員の服務規程の施行について」（昭和53年2月1日53総第1314号）に基づき適正に処理されたい。
- ② 庁舎の利活用について  
ア) 3階シャワー室（総務課管理）・2階カフェ室（まなび交流課管理）の今後の利用状況を検証してほしい。
- ③ 旧小・中学校校舎は地域の要望により利活用されていると思われるが、老朽化等により危険箇所等がないか定期的な検証（目視等）が求められる。

### 6 監査の意見

総務課は、庁舎管理や各種統計、財政や消防防災など様々な事業に取り組んでいる。

また今年度は合併70周年記念式典の開催や第27回参議院議員通常選挙の対応も行っている。

消防防災分野では、今年度避難所用エアコン設置工事を実施したほか、新庁舎等第2期工事で完成した消防分署棟が3月共用開始予定となっており、町民の安心安全につながる施策が実施されている。

財政分野では、財政健全化判断比率が近年改善しており、基金への積立、公債費の任意繰上償還の実施による将来負担の抑制など、財政健全化対策に努めている。

他方、業務が年々広範囲に及ぶことによる職員の多忙化が慢性傾向にある。そのことに伴い時間外勤務が増加していることから、業務配分の見直しによる時間外勤務の縮小など、職員の健康管理に配慮した、健全な職場環境の改善が求められる。

地方自治体の財政を取り巻く環境は、少子高齢化の進行や老朽化した公共施設の更新・維持管理などにより伴い依然として厳しい状況にあるが、引き続き適切な財政運営により町の課題解決に取り組み、更なる町勢発展と町民福祉の向上に資することを期待する。